大野市教育振興基金設置条例

（昭和５７年３月２６日条例第４号）

改正　平成２年９月２６日条例第１１号
平成２年１２月２７日条例第１７号
平成８年１２月２５日条例第２０号
平成３０年９月２１日条例第２３号
平成３１年３月１４日条例第１号

（設置）

第１条　学校教育、幼稚園教育及び社会教育の振興をはかるため、大野市教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金）

第２条　基金の種類は、次のとおりとし、基金は寄付金をもってあてる。

(1)　学校教育振興基金（尾崎基金）

(2)　社会教育振興基金（西基金）

(3)　学校・幼稚園教育図書充実基金（ニチコン基金）

(4)　青少年スポーツ振興基金（大野高校野球部後援会基金）

(5)　教育環境充実基金（山内建設基金）

(6)　音楽教育振興基金（前田組基金）

(7)　学校教育振興基金（天谷基金）

（管理）

第３条　基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（益金の運用）

第４条　基金から生ずる益金は、一般会計予算に計上し、学校教育、幼稚園教育及び社会教育の振興並びに設備、備品等の充実にあてる。

（処分）

第５条　市長は、小中学校及び幼稚園の教育並びに社会教育の振興を図る財源として、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　社会教育施設充実基金設置条例（昭和４７年条例第１５号）は、廃止する。

附　則（平成２年条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年条例第　号）

この条例は、公布の日から施行する。